

デジタル通知サービスの登録方法が変わりました

デジタル通知サービスの利用登録について、これまで登録方法が分かりづらいというご指摘をいただいております。そこで、利用登録方法を登録しやすいよう変更いたしました。

引き続き、入所決定通知書などの入所及び認定に関する通知書に関して、原則デジタル通知でお送りいたしますので、以下のとおりご登録ください。

※一部通知書に関しては、郵送させていただく場合がございます。

以下の二次元バーコードよりデジタル通知サービスの利用申請をしていただき、その後返信メールに添付された URL から本登録に進んでください。



この二次元バーコードから登録に進んでください

①利用申請
・マイナンバーカードで認証。
(※電子署名アプリダウンロード)
・基本項目等を入力し、利用申請を行う。

氏名
メール
同意事項 など...

②認証コードを受け取る
・申請したメールアドレスに「ログイン用のURL」と「初回ログイン用認証コード」が届くので確認し、ログイン画面へ進む。

URLから本登録へ

③認証コードを入力する
メールに記載されている「認証コード1」と「認証コード2」を入力する

⑥受取希望通知物を選択する
表示されている受取可能な通知物にチェックを付けた状態で登録を完了する

⑤IDとパスワードを設定する
SpeedLetterPlusを利用するためのIDとパスワードを設定する

④ユーザ情報を確認する
仮登録されているアカウント情報が自身の情報と一致するか確認する

⑦登録を完了する
登録完了画面が表示され、IDが記載されたメールが届く

＜注 意 点＞

- ・登録には代表保護者のマイナンバーカードが必要です。
- ・利用登録の際の保護者情報は「代表保護者」の方の情報を入力してください。



※代表保護者とは：在籍中の子どもがいる場合は、保育所等に在籍されたことのあるこどもの中で一番上のこどもの新規入所申込申請時に申請保護者として記載された方。

本市から送付する保育料決定通知書、納付書などの宛先となっています。初めて入所を申し込む場合は、保育所等に入所するこどもの新規入所申込申請時に申請保護者として記載された方。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、松江市役所本庁舎1階市民課又は各支所市民生活課窓口にてご相談やお手続きしていただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先：松江市市民課マイナンバー交付室(0852-55-5560)